著作物概念における「創作的に表現」の 意味と保護範囲

~「金魚電話ボックス事件」の検討~



辻本法律特許事務所 弁護士 **辻本** 良知

第1 はじめに

著作物の概念については、本誌2013年9月号の論考(以下、「前論考」という。)¹において、近年における社会構造の変化に応じた要請を背景として、各要件に関する総合的な検討を試みた。同論考における問題意識にもあるように、デジタル技術の発達や資本主義の進展等がビジネスの対象を飛躍的に拡大させ、従来は著作権法の保護対象とされてこなかった情報等についても、著作物としての保護が求められる時代となっている。

ただ、著作物の概念については、このような技術革新ないしビジネス領域の拡大に起因する新たな保護の要請のみならず、純粋な意味における芸術・美術作品についても保護のあり方等につき非常に難しい問題を伴うことがある。

前論考では、著作物概念の各要件につき検討を試みたうえ、同論考による検討により、「少なくとも、現時点おいては、著作権法の本質等に抵触することなく、表現物の性質等に応じて異なる基準を用いたりすることもなく、そのような要請に応えることは可能であると思われる。」と締め括ったところである。そこで、本稿においては、前論考における検討、特に「創作的に表現」(著2条1項1号)に関する解釈を前提として、現代美術に関する保護のあり方等が注目された「金魚電話ボックス事件」の事案につき分析することを目的とする。

第2 「創作的に表現」の意味と保護範囲

著作物は「創作的に表現」されたものであることを要するところ、前論考においても述べたように、特許法では「他者に先駆ける」という要素が重視されているのに対して、著作権法では「独自性のある創作」という要素が重視されていることに照らすならば、著作物概念における「創作」とは、表現者自身の個性(独自性)が反映されていることを意味すると理解すべきである。

そして、あるアイデアを表現するに際して、表現に選択の余地がなく、誰が表現しても必然的に同じとならざるを得ないような場合には、個性を反映する余地もないのであるから、「創作的に表現」したとの評価は受けられないであろう。また、あるアイデアの表現手段として、幅広い

^{1 「}著作物概念に関する現代的検討」(知財ぶりずむ 2013年 9 月号 No.132)。

表現の選択可能性が存することもあれば、選択の余地が極めて乏しいこともあり、その選択可能 性の程度に応じて、表現者の個性が発揮される程度も影響されることは否定し得ない。

もっとも、仮に、あるアイデアの表現手段として、極めて乏しい選択の余地しかないような場合でも、表現者が何らかの意図に基づき特定の表現を選択したのに対して、他の表現を選択しなかった点において、表現者における何らかの個性が発揮されていることは否定し得ないので、「創作的に表現」されているとの評価には値するというべきである。ただ、前記のように、著作権法における保護の根拠が、独自性のある創作という点に存することに鑑みるならば、表現物に反映されている独自性(個性)の程度が乏しい場合には、その保護の範囲も狭いものとならざるを得ないであろう。

この点に関連して、前論考においては、携帯電話機用インターネット・ゲームの画面(魚の引き寄せ画面)に関する著作権侵害が争われ、原審と控訴審の判断が分かれた事案につき検討を加えた。同事案につき、原審である東京地裁平成24年2月23日判決は、「原告作品と被告作品の魚の引き寄せ画面の共通点は、(中略)アイデアにとどまるものではなく、(中略)多数の選択の幅がある中で、上記の具体的な表現を採用したものである」「原告作品が配信される以前にも携帯電話機用釣りゲームは多数配信されていたが、上記共通点をすべて備えたゲーム(中略)は一つも存在しなかった」と指摘して原告作品の創作性を肯定し、被告の著作権侵害を認定したのに対して、知財高裁平成24年8月8日判決は、原告作品と被告作品とを分析的に比較検討し、「釣りゲームにおいて、まず、水中のみを描くことや、水中の画像に魚影、釣り糸及び岩陰を描くこと、水中の画像の配色が全体的に青色であることは、(中略)他の釣りゲームにも存在するものである上、実際の水中の影像と比較しても、ありふれた表現といわざるを得ない。次に、水中を真横から水平方向に描き、魚影が動き回る際にも背景の画像は静止していることは、(中略)アイデアというべきものである。」と指摘して、原告作品の創作性を否定した。

かかる事案に関して、原審が指摘するように、原告作品における画面が「多数の選択の幅がある中で、上記の具体的な表現を採用したもの」であり、「共通点をすべて備えたゲーム(中略)は一つも存在しなかった」というのであれば、多数の選択の幅がある中で意図して特定の表現を採用したことに表現者の個性が反映されていることは否定できないから、創作性は肯定されて然るべきであろうが、知財高裁が指摘するように、原告作品の画面において採用された個々の具体的な表現が、「他の釣りゲームにも存在するものである上、実際の水中の影像と比較しても、ありふれた表現といわざるを得ない」というのであれば、当該表現に反映されている表現者の個性の程度は極めて低いものと評価されるべきであろうから、その保護範囲は極めて限定的に捉えられるべきであったと考えられる。

このように、創作性の程度と保護範囲の広狭を関連付けることにより、事案の性質に応じた柔軟な対応を採ることが可能となる。

第3 金魚電話ボックス事件の分析と検討

1 総論

前論考における著作物概念の検討は、本稿においても前述したように、デジタル技術の発達や 資本主義の進展等に伴う(従来は著作権法の保護対象とされてこなかった情報等についての)新 たな保護の要請に応じたものであったが、かかる検討は、例えば、純粋な意味における芸術・美 術作品についても、異なる基準を定立することなく合理的な解決を導き得るものである。このこ とは、現代美術のようなアイデアが表現物において極めて重要な要素を占める芸術・美術作品に